

第1回会議からの変更点とポイント

- ①：計画の策定期間を令和5年3月から令和5年7月に変更し、計画と条例を同時公表とする。
- ②：計画と条例に規定する内容は、相互に深く関連し、一体的に議論すべきものであるため、「草津市産業振興計画審議会」において審議いただく。
- ③：「草津市産業振興計画審議会」において条例案に関する審議を行うため、審議会の名称と担当事務を次のとおり変更する。
 - <変更前> 名称：草津市産業振興計画審議会 担当事務：草津市産業振興計画の策定および推進に関し必要な事項についての調査審議に関する事務
 - <変更後> 名称：草津市産業振興審議会 担当事務：(仮称)草津市産業振興条例案に規定すべき事項ならびに草津市産業振興計画の策定および推進に関し必要な事項についての調査審議に関する事務
- ④：審議会の開催回数は変更しない。(2年間で7回)

◇実施スケジュール

項目	令和3年度												令和4年度												令和5年度			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
事務局	実施準備		アンケートヒアリング		集計・分析		基本理念・目指すべき姿 各主体の役割 計画骨子案検討					条文案検討								パブリックコメント		条例議案提出		条例施行・計画策定				
議会	方針説明(計画)		方針説明(条例)							中間協議(報告)										中間協議		結果報告						
草津市産業振興審議会	令和3年度：3回												令和4年度：4回															
	● 第1回 諮問(計画)		★ 勉強会(8/5)		● 第2回 諮問(条例)							● 第3回		● 第4回		● 第5回		● 第6回		● 第7回		● 答申(条例)(計画)						